

新型コロナウイルス感染症 パラナ州における夜間外出規制の発動 2020年12月2日

〈ポイント〉

12月1日、パラナ州政府は夜間の外出を規制する政令を発出しました。

〈本文〉

●12月1日、パラナ州政府は州内の感染拡大にかんがみて、夜間（23時～翌5時）の外出を規制する政令を発出しました。

●当該措置は、12月2日から15日間の適用とされていますが、延長される可能性もあります。なお、必要不可欠とされている業種については、規制の対象外とされています。

●上述規制措置に関する詳細情報については、以下のパラナ州政府のウェブサイトからご確認ください。

※パラナ州政府 新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト

<https://www.saude.pr.gov.br/Editoria/Coronavirus-COVID-19>

（問い合わせ先）

在クリチバ日本国総領事館

－電話：41-3322-4919

－e-mail：setorconsular@c1.mofa.go.jp